一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和8年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番５

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）
法第八条の三第二項　第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

Ⅰ　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

Ⅱ　廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

１　受け入れた廃棄物の種類及び量
２　埋立した廃棄物の種類及び量
３　最終処分場維持管理状況
４　最終処分場残余容量の測定
５　最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
（１）　地下水観測井（下流）
（２）　地下水観測井（上流）
（３）　放流水採取口

1　受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目				４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合　計
家庭ごみ	可燃ごみ①	収集ごみ		63,110	64,770	70,010	72,060	74,620	74,990	63,400						482,960
		搬入ごみ		22,500	23,060	19,580	15,370	16,780	20,560	20,760						138,610
		小　計		85,610	87,830	89,590	87,430	91,400	95,550	84,160	0	0	0	0	0	621,570
	不燃ごみ②	収集ごみ		6,060	5,550	5,330	5,330	4,830	5,750	5,430						38,280
		搬入ごみ		17,180	19,060	12,030	13,510	18,060	17,620	24,050						121,510
		小　計		23,240	24,610	17,360	18,840	22,890	23,370	29,480	0	0	0	0	0	159,790
	粗大ごみ③			110	520	50	540	470	270	150						2,110
	資源ごみ	古紙類④	ダンボール	11,510	12,830	24,310	19,480	13,790	31,490	20,240						133,650
			新　聞	8,900	3,440	4,220	2,890	3,320	6,470	0						29,240
			雑　誌	11,840	4,090	6,310	2,720	5,990	5,800	5,180						41,930
			紙パック	0	346	0	0	0	0	414						760
			小　計	32,250	20,706	34,840	25,090	23,100	43,760	25,834	0	0	0	0	0	205,580
		ガラス類⑤	無色びん	0	0	0	12,090	0	0	0						12,090
			茶色びん	0	0	0	0	0	12,000	0						12,000
			その他びん	0	0	0	0	0	0	11,140						11,140
			小　計	0	0	0	12,090	0	12,000	11,140	0	0	0	0	0	35,230
		金属類⑥	ｽﾁｰﾙ缶	0	0	0	0	0	0	2,040						2,040
			アルミ缶	0	0	0	4,990	0	0	5,200						10,190
			金属ｽｸﾗｯﾌﾟ	8,512	4,360	10,510	8,810	3,830	7,660	9,196						52,878
			小　計	8,512	4,360	10,510	13,800	3,830	7,660	16,436	0	0	0	0	0	65,108
		ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類⑦	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	6,510	0	6,800	0	6,890	0	0						20,200
			発泡ｽﾁﾛｰﾙ	0	0	0	0	0	0	362						362
			その他	4,970	3,300	4,930	3,420	5,190	5,130	3,520						30,460
			小　計	11,480	3,300	11,730	3,420	12,080	5,130	3,882	0	0	0	0	0	51,022
		布　類⑧		0	277	0	0	0	0	216						493
		使用済小型家電⑨		0	0	2,630	0	0	0	0						2,630
		有害ごみ⑩	乾電池	0	0	0	0	0	0	0						0
			蛍光管	0	0	0	0	0	0	0						0
			小　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計（④～⑩）⑪		52,242	28,643	59,710	54,400	39,010	68,550	57,508	0	0	0	0	0	360,063
	合計（①+②+③+⑪）⑫			161,202	141,603	166,710	161,210	153,770	187,740	171,298	0	0	0	0	0	1,143,533
	累　計			161,202	302,805	469,515	630,725	784,495	972,235	1,143,533	1,143,533	1,143,533	1,143,533	1,143,533	1,143,533	
事業系ごみ	可燃ごみ			63,940	58,510	61,750	68,350	71,380	59,150	58,660						441,740
	不燃ごみ			28,200	27,260	16,950	14,150	10,660	12,860	9,330						119,410
	合　計⑬			92,140	85,770	78,700	82,500	82,040	72,010	67,990	0	0	0	0	0	561,150
	累　計			92,140	177,910	256,610	339,110	421,150	493,160	561,150	561,150	561,150	561,150	561,150	561,150	
総合計（⑫+⑬）				253,342	227,373	245,410	243,710	235,810	259,750	239,288	0	0	0	0	0	1,704,683
累　計				253,342	480,715	726,125	969,835	1,205,645	1,465,395	1,704,683	1,704,683	1,704,683	1,704,683	1,704,683	1,704,683	

2　埋立した廃棄物の種類及び量　　単位：kg

項　　目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合　計
不燃ごみ	34,370	30,680	14,650	14,430	22,700	18,480	21,210						156,520

3　最終処分場維持管理状況　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維　持　管　理　の　状　況		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	関係法令
擁壁等	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日						第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無						
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日						第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無						
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日						第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無						
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日						第1条第2項第14号ロ
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無						
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日						第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無						
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4　最終処分場残余容量の測定　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定　　単位：㎥

維　持　管　理　の　状　況	点　検　頻　度	測　定　年　月　日	埋　立　容　量	埋　立　済　容　量	残　余　容　量	関　係　法　令
残余容量	年1回					第1条第2項第19号

５　最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等

（１） 地下水観測井（下流）　　採水場所：　　弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項　　目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日	9月2日	10月14日					
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日	9月17日	10月23日					
塩化物イオン	5	5	4	4	4	7	6					
電気伝導率	5.8	49.0	54.0	7.5	11.0	12.0	11.0					
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無					
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年２回検査その１　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項　　目	１回目	2回目	項　　目	１回目	2回目	項　　目	１回目	2回目
採取した日	5月13日		トリクロロエチレン	＜　0.001		チウラム	＜ 0.0006	
結果の得られた日	6月1日		テトラクロロエチレン	＜　0.001		シマジン	＜ 0.0003	
アルキル水銀	ND(<0.0005)		ジクロロメタン	＜　0.002		チオベンカルブ	＜　0.002	
総水銀	＜　0.0005		四塩化炭素	＜ 0.0002		ベンゼン	＜　0.001	
カドミウム	＜　0.0003		1,2-ジクロロエタン	＜ 0.0004		セレン	＜　0.001	
鉛	0.001		1,1-ジクロロエチレン	＜　0.01		1,4-ジオキサン	＜　0.005	
六価クロム	＜　0.005		1,2-ジクロロエチレン	＜　0.004		塩化ビニルモノマー	＜ 0.0002	
砒素	＜　0.002		1,1,1-トリクロロエタン	＜　0.001		異常の有無	無	
全シアン	ND(<0.1)		1,1,2-トリクロロエタン	＜ 0.0006		必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)		1,3-ジクロロプロペン	＜ 0.0002		講じた措置の内容		

③ 年２回検査その２　　※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項　　目	内容		項　　目	内容		項　　目	１回目	２回目
採取した日	5月13日		ダイオキシン類	0.25		必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日		異常の有無	無		講じた措置の内容		

（２） 地下水観測井（上流）　　採水場所：　　弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項　　目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日	9月2日	10月14日					
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日	9月17日	10月23日					
塩化物イオン	5	7	6	5	5	5	5					
電気伝導率	8.5	15.0	8.4	7.4	11.0	11.0	10.0					
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無					
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年２回検査その１　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項　　目	１回目	2回目	項　　目	１回目	2回目	項　　目	１回目	2回目
採取した日	5月13日		トリクロロエチレン	＜　0.001		チウラム	＜ 0.0006	
結果の得られた日	6月1日		テトラクロロエチレン	＜　0.001		シマジン	＜ 0.0003	
アルキル水銀	ND(＜0.0005)		ジクロロメタン	＜　0.002		チオベンカルブ	＜　0.002	
総水銀	＜　0.0005		四塩化炭素	＜ 0.0002		ベンゼン	＜　0.001	
カドミウム	＜　0.0003		1,2-ジクロロエタン	＜ 0.0004		セレン	＜　0.001	
鉛	0.003		1,1-ジクロロエチレン	＜　0.01		1,4-ジオキサン	＜　0.005	
六価クロム	＜　0.005		1,2-ジクロロエチレン	＜　0.004		塩化ビニルモノマー	＜ 0.0002	
砒素	＜　0.002		1,1,1-トリクロロエタン	＜　0.001		異常の有無	無	
全シアン	ND(＜0.1)		1,1,2-トリクロロエタン	＜ 0.0006		必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(＜0.0005)		1,3-ジクロロプロペン	＜ 0.0002		講じた措置の内容		

③ 年２回検査その２　　※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項　　目	内容		項　　目	内容		項　　目	１回目	２回目
採取した日	5月13日		ダイオキシン類	0.160		必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日		異常の有無	無		講じた措置の内容		

（３） 放流水採取口　　採水場所：　弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日	9月2日	10月14日					
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日	9月17日	10月23日					
水素イオン濃度（水素指数）	7.7	7.8	8.0	8.0	7.9	8.1	7.9					
生物化学的酸素要求量	＜ 0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	0.9	＜ 0.5	＜ 0.5					
化学的酸素要求量	6.4	7.1	7.3	7.3	8.5	7.4	8.0					
浮遊物質量	＜ 1	1	1	2	3	2	5					
窒素含有量	3.5	3.6	3.7	3.7	3.7	3.6	3.3					
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無					
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年２回検査その１　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	１回目	2回目
採取した日	5月13日		1,2-ジクロロエタン	＜ 0.004		ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類）	＜ 0.5	
結果の得られた日	6月1日		1,1-ジクロロエチレン	＜ 0.02		フェノール類含有量	＜ 0.1	
アルキル水銀化合物	ND（＜0.0005）		シス-1,2-ジクロロエチレン	＜ 0.04		銅含有量	＜ 0.01	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	＜ 0.0005		1,1,1-トリクロロエタン	＜ 0.03		亜鉛含有量	＜ 0.01	
カドミウム及びその化合物	＜ 0.003		1,1,2-トリクロロエタン	＜ 0.006		溶解性鉄含有量	＜ 0.3	
鉛及びその化合物	＜ 0.001		1,3-ジクロロプロペン	＜ 0.002		溶解性マンガン含有量	＜ 0.1	
有機燐化合物	＜ 0.1		チウラム	＜ 0.006		クロム含有量	＜ 0.005	
六価クロム化合物	＜ 0.005		シマジン	＜ 0.003		大腸菌群数	0	
砒（ひ）素及びその化合物	＜ 0.01		チオベンカルブ	＜ 0.02		燐含有量	2	
シアン化合物	＜ 0.1		ベンゼン	＜ 0.01		1,4-ジオキサン	＜ 0.05	
ポリ塩化ビフェニル	＜ 0.0005		セレン及びその化合物	＜ 0.01		異常の有無	無	
トリクロロエチレン	＜ 0.01		ほう素及びその化合物	0.4		必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	＜ 0.01		ふっ素及びその化合物	＜ 0.08		講じた措置の内容		
ジクロロメタン	＜ 0.02		ｱﾝﾓﾆｱ，ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2.9				
四塩化炭素	＜ 0.002		ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類）	＜ 0.5				

③ 年２回検査その２　※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	１回目	２回目
採取した日	5月13日		ダイオキシン類	0.0002		必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日		異常の有無	無		講じた措置の内容		